

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務 規程(昭和46年条例第51 号)第24条第1項	仲卸業者の営業の譲渡の認可	中央卸売市場業務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

仲卸業者が事業（仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

認可申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受人が連署し申請しなければならない。

- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所
- (2) 譲り渡す事業に係る取扱品目の部類
- (3) 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- (4) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 標準処理期間は、60日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。